

瑞穂市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年3月25日

瑞穂市監査委員 浅村 孝



瑞穂市監査委員 森 清



監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R8.2時点)	回答担当
定期監査 R7.5.19	牛牧小学校  西小学校  南小学校  学校教育課  教育総務課	(1)備品の照合について①		措置済	校長会、教頭会及び事務職員会において内容を共有し、毎年実施している備品点検を通じて、不用品や使用不可物品を確認の上、適切に処理するよう指導を行った。あわせて、今後も同点検を継続するとともに、廃棄対象物品の処理状況について確認を行い、適正な備品管理の徹底を図る。	学校教育課
		意見	南小学校にて令和6年度の廃棄・使用不可等の件数が過大となった理由は、前年度までに廃棄すべき物品等も含まれており、不用品や所在のわからないものを総点検した結果であるとのことであった。今回の監査対象の学校のみに限らず、定期的な点検の際に数量の確認だけでなく不用・使用不可等の備品についても適切に処理していただきたい。			
		(1)備品の照合について②		措置済	上記同様、校長会、教頭会及び事務職員会において内容を共有し、毎年実施している備品点検の際に、備品シールが未貼付の備品が確認された場合には、速やかに貼付するよう指導を行った。あわせて、今後も同点検を継続し、適切な対応を行うことで、備品管理の徹底を図る。	学校教育課
		意見	今回の現地確認で備品シールが貼付されていない備品があった。未貼付が発覚した備品だけでなく、他の備品についても点検を行い、備品シールの貼付がされていない場合は速やかに備品シールを貼付していただきたい。			
		(1)備品の照合について③		措置済	上記同様、校長会、教頭会及び事務職員会において内容を共有し、備品の管理体制の強化を図った。あわせて、保管場所と使用場所が異なる備品については、台帳を整備し、備品の所在が明確となるよう管理を徹底するよう指導を行った。今後も、引き続き管理体制の点検を行い、備品の所在確認が確実にできるよう努める。	学校教育課
		意見	現地確認の際、使用中により備品の所在がわからない備品が存在した。保管場所と使用場所の異なる備品については台帳を整備するなどして、備品の所在が明確になるような管理に努めていただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R8.2時点)	回答担当
			(2) 消耗品の購入について			
		結果	南小学校で購入した電卓は一般的な電卓と比較して大きな性能差はないとの説明であった。性能に違いがないのであれば比較的高価な物品を購入する必要はないと思われる。また、製品的に利き手を考慮した商品のようなことが、公用に購入することは職場の誰もが利用できるものが望ましいため、購入理由としては、納得できる内容ではない。市民からの税金であることを念頭に、適切な物品購入に努めていただきたい。また、購入された電卓は故障により既に廃棄したとのことであった。一般的な使用方法で購入から1年以内に電卓が故障したという説明には納得し難く、故障していても持ち帰って保証を受けたのではないかな等の疑いが生じるため、消耗品であっても適切に管理すべきである。	措置済	本指摘事項については、当該電卓の購入に当たり、市役所一般職や他校職員が使用している電卓と性能に差がなく、右利きの職員が多いことから支障はないと判断していたものであるが、指摘を踏まえ、校長会、教頭会及び事務職員会において内容を共有し、物品購入に当たっては使用者や使用状況を考慮した適正な選定を行うよう指導を行った。あわせて、物品が破損又は故障等により使用できなくなった場合には、修理の可否を含めた対応を検討するよう周知した。	学校教育課
			(3) 図書等の購入について			
		意見	西小において予算で計上していない冊子を購入した結果、予算残額がマイナスになっていた。購入予定の無いものの購入で予算がマイナスになるということは、予算の積算や執行を軽視していると言わざるを得ない。適正な予算管理に努めていただきたい。	措置済	予算執行の管理が不十分であったことを踏まえ、購入に当たっては事前に予算計上の有無を確認し、計上外の購入が生じないよう管理体制の強化を図った。あわせて、予算積算時に想定できなかった事柄が生じた場合には、「節」内での調整により対応可能な場合において、学校教育課と協議の上で予算執行を行うこととし、校長会、教頭会及び事務職員会において本件を情報共有し、適切な予算管理を徹底するよう指導を行った。今後も、予算執行に係る確認体制の強化を図り、適正な予算管理に努める。	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R8.2時点)	回答担当
		(4)	薬品(保健室)の管理について	措置済	校長会、教頭会及び養護教諭が参加する会議等において内容を共有し、保健室薬品台帳の点検に当たっては、点検日を必ず記載すること、また、補充の予定がない薬品等については台帳を適宜整理し、不用な点検が生じないように、適切な台帳管理を行うことについて指導を行った。	学校教育課
		意見	保健室薬品台帳を確認したところ、西小学校において点検をしているが日付が入っていない台帳があった。また、当該台帳の薬品について補充等の予定があるか確認したところ、予定はないとのことであった。今回の監査対象の学校のみならず、補充の予定がない薬品等については適宜台帳を整理し、不用な点検をなくしていただきたい。			
		(5)	薬品(理科等実験用)の管理について①	措置済	校長会、教頭会及び事務職員会において内容を共有し、理科室薬品台帳に記載のある薬品について、出所や管理状況を改めて確認するよう周知した。あわせて、クラブ活動等で使用する薬品についても一括して管理することとし、各学校において薬品台帳の点検を実施し、管理外の薬品が存在しないよう確認を行った。	学校教育課
		意見	牛牧小学校において理科室薬品台帳のメモ書きに出所不明の薬品があるとの記載があった。出所不明の薬品について確認したところ、クラブ活動に使用していた薬品であったとの報告があった。今後は一括で管理していくとのことだが、ほかにも同様のケースがないか点検を実施し、管理外の薬品がないようにしていただきたい。			
		(5)	薬品(理科等実験用)の管理について②	措置済	南小学校において薬品棚の転倒防止装置を設置し、必要な安全対策を講じた。あわせて、校長会、教頭会及び関係職員が参加する会議等において本件を情報共有し、他校においても薬品棚の安全管理状況を点検の上、同様の事案が生じないように、転倒防止措置を含めた適切な管理を行うよう指導した。	学校教育課
		意見	現地確認の際、南小学校において薬品棚の一部で薬品の転倒防止措置がなされていない部分が見受けられた。転倒防止がされていない点を現地で指摘したところ、対応することだったので早急に対応していただきたい。また、他校においても今後の管理で同様のケースが発生しないように管理していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R8.2時点)	回答担当
			(5) 薬品(理科等実験用)の管理について③			
		意見	西小学校において非常時対応のフロー図が整備されていなかった。西小学校の非常時対応のフロー図についても今後整備を検討とのことであったため、事故が発生する前に対応していただきたい。	措置済	西小学校において非常時対応のフロー図を作成し、校内での対応手順を明確化した。あわせて、校長会等において本件を情報共有し、各学校においても非常時対応に係る体制や手順を点検の上、必要に応じて整備・見直しを行うよう指導した。	学校教育課
			(6) 会計監査の実施について			
		結果	瑞穂市小中学校管理規則第33条に定める会計監査の実施結果について報告を求めたところ、問題がない場合は監査報告書等を作成していない等の回答であった。今回の監査対象の学校のみに限らず、会計監査を実施していても報告書等を作成して結果が残されていないのであれば監査の実態について疑念が残るため、監査結果報告書を作成すべきである。	措置済	本市における会計監査は「市教委学校訪問」として実施しており、当該学校訪問の結果については、毎年度、報告書を作成し記録を残している。 一方、今年度は人事異動により「市教委学校訪問」の担当が初任者であったことから、「市教委学校訪問」が瑞穂市小中学校管理規則第33条に定める会計監査を含むものであるとの認識が不十分であり、監査委員からの照会に対し「報告書を作成していない」との回答を行ったものである。 今後は、「市教委学校訪問」が同規則に基づく会計監査を含むことを担当者間で改めて共有するとともに、監査結果については、会計監査の実施結果として明確に位置付けた報告書を作成・保存し、監査の実態が適切に確認できるよう対応する。	学校教育課
			(7) 公金外現金について			
		意見	現地確認の際、公金外現金の保管場所の鍵が第三者でも確認できる位置に設置してあった。保管場所の鍵について、第三者等が容易に使用できないよう適切に管理していただきたい。	措置済	公金外現金の保管場所の鍵について、第三者が容易に使用できないよう、校長又は教頭等の管理職が管理することとした。あわせて、校長会及び教頭会において本件を情報共有し、各学校においても鍵の保管方法や管理体制を改めて確認の上、適切な管理を徹底するよう周知した。	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R8.2時点)	回答担当
定期監査 R7.2.7	図書館	(2)未返却資料の対応について				
		意見	<p>令和6年10月末における資料(図書等)の未返却者数と資料数を確認すると、令和元年度以降の合計は50人で146冊(272,394円)とのことであった。</p> <p>督促など引き続き未返却図書を「減らす」ための取組を行いつつ、今後は「予防」として期限内返却を促進する周知・啓発に努めていただきたい。</p> <p>また、図書資料の返却率は、延滞期間が短いほど高くなることから、例えば、貸出停止督促を前倒しする「早期督促」などの取組で、長期未返却の図書資料を新たに増やさない取組を強化していただきたい。</p>	措置済	9月末に返却予定の利用者を対象に早期督促を始めたところ、電話連絡すべき対象者数は約2倍で約100人となったが、督促状を送る人数はわずかに減少した。また、未返却図書数は1月当り約110冊であったものが、約60冊となった。そのため、今後も早期督促を継続していく。	図書館
		(3)レファレンスサービスの体制について				
		意見	<p>調べ方がよく分からない、調べたが分からない等の場合に図書館サービスの一つとして図書館司書によるレファレンスがある。利用者の方からの問い合わせに、その日のうちに回答できないことがあるのであれば、電話、メールなどでも受付ができるようホームページなどで案内すべきである。また、過去の問合せのあった事例を掲載するなど、レファレンスサービスの充実を図っていただきたい。</p>	改善進行中	図書館ホームページ内にレファレンス事例紹介のページを作成した。分館が指定管理者となるため、受付の方法も含めて今後の進め方を検討する。	図書館

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R8.2時点)	回答担当
		(4)	図書館だよりについて	措置済	図書館ホームページを更新する際には、手続きを行った者のほかに内容を確認する者を置き、不具合が無いかを確認することとした。	図書館
		意見	<p>令和6年2月以降も図書館だよりの更新を行っていたが、設定の誤りが原因で表示できていなかった。</p> <p>現在は閲覧できるとのことであったが、ホームページ更新の際に表示確認を行わなかったことにより、結果として、不具合があったにもかかわらず1年近く放置していたことになる。今後はホームページの定期的な確認や更新作業を実施していただきたい。</p>			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R8.2時点)	回答担当
財政援助団体等監査 R6.12.4	蔦井株式会社  都市管理課	(3) 備品管理について	<p>基本協定書第17条第2項では、指定管理者は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとするとしている。</p> <p>備品の管理状況について、現地で聞き取りを行ったところ、管理簿との照合は、令和2年度が最後であるとのことであった。少なくとも、市の基準と同水準の管理を行うとともに、その結果を市に報告する等の対応を検討していただきたい。</p> <p>なお、不要となった備品が廃棄されず、1か所にまとめて保管されているとのことであった。不用品であるならば、管理を続ける理由は無いため、利用価値を確認の上、処分を進めていただきたい。</p>	措置済	<p>令和8年1月に指定管理者の方で備品リストを作成した。今後は定期的に市と指定管理者にて備品リスト内容を確認し、適正な備品の管理を行っていく。</p> <p>また、不要となった備品については利用価値が無かった為、すべて処分した。</p>	都市管理課
		(5) 業務実施状況の確認について	<p>基本協定書第21条では、市は、指定管理者に対し本業務の実施状況や業務に係る管理経費等収支状況等について説明を求めることができるとされている。</p> <p>所管課によると、「月例報告時に業務実施状況の確認はしておりますが、指摘事項等については口頭での指摘のため資料等はありません」との回答であった。指定管理者制度を導入したとしても、施設の設置責任者は市であることに変わりはない。今後は、文書で記録を残すとともに、指摘事項に対する進捗確認に努めていただきたい。</p>	措置済	<p>市（都市管理課）から指定管理者へ、施設管理及び運用方法等についてなにかしらの指摘事項があった場合に、文書として記録する為の様式を作成した。</p> <p>今後、市から指定管理者へ指摘事項があった場合は月例報告の際に報告書として添付する。</p> <p>また、指摘事項のあった際には翌月以降の月例報告にて進捗を確認し、指摘内容が解決するまで継続する。</p>	都市管理課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R8.2時点)	回答担当
定期監査 R5.2.7	生涯学習課	結果	<p>(6)現地調査又は調査等の実施について</p> <p>体育協会は1,300万円超、文化協会には、約680万円の補助金を当初申請で交付している。また、他の団体についても、多額の補助金を交付している。今回の監査は財政援助等監査ではないため、各団体の詳細をチェックしていないが、疑念の生じるところが複数見受けられた。補助金規則にも現地調査、調査等の規定があるため、生涯学習課においては、計画的かつ定期的に、また適時に調査を実施すべきである。</p>	改善進行中	<p>地方自治法及び瑞穂市補助金交付規則に規定された調査等について、必要に応じて適時に実施します。また、各種団体の総会に、担当者が出席し、各事業について確認を行います。</p>	生涯学習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R8.2時点)	回答担当
定期監査 R3.10.15	市民協働安全課	(4) 自治会活動振興交付金について  意見	<p>瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、補助対象として相応しくない支出について「交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、慰安的な旅行に要する経費など受益者負担で賄うべき経費は補助対象外経費とする。」となっている。</p> <p>自治会活動において、親睦会(飲食)はあらゆる場で不可欠であると考えられるが、交付金の財源が公金であることから、瑞穂市補助金等の交付に関する指針(補助金)に準じて親睦会(飲食)を交付金の対象外経費として検討していただきたい。</p>	改善進行中	<p>自治会員の親睦は、希薄化が進むコミュニティの醸成の場として有意義であると考えているところである。</p> <p>意見にもあるとおり、自治会活動において、親睦会(飲食含む)はあらゆる場で不可欠であると考えられ、過去から自治会活動の一環として位置づけられ行われてきました。</p> <p>コロナ禍で中断していた親睦会(飲食含む)等も開催されるようになり、リラックスした雰囲気の中での活発な意見交換会も増えてきております。</p> <p>このため、各自治会から提出される補助申請や報告書の内容を確認する中で、自治会に対して当指針を説明しながら、順次、個別に対応し、是正に努めています。</p>	市民協働安全課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R8.2時点)	回答担当
財政援助団体等監査 (瑞穂市商工会) R3.10.6 ～ R4.1.21	瑞穂市商工会  商工農政観光課	瑞穂市商工会について				
		結果	<p>(1) 振興資金引当預金について</p> <p>商工会によると、振興資金引当預金は、商工会館の建設や取得等を目的とした預金であるが、現在は商工会館を建設する計画はないとのことであった。</p> <p>商工会館を建設する計画がないのであれば、振興資金引当預金は、余剰資産となり市から補助金を受ける理由がないため、早急に計画を定め、振興資金引当預金の活用を検討すべきである。</p>	改善進行中	<p>商工会からは市の新庁舎への入居の可能性や、会館を新設した場合の市の財政援助の有無を考慮し判断したいとの意見があったことから、市の新庁舎建設の検討状況に応じ随時協議することとしたが、まだ検討が商工会の件まで及ばない状況です。</p>	商工農政観光課